

(四) 県総合計画における市町村合併の位置付け

平成一二年六月に策定された新県計画においても、市町村合併に対する取組みが明記された。基本計画「新世紀をともし築く『協働社会』くまもと」の「協働社会に対応した行政システムづくり」中に、「市町村合併の推進など広域行政体制の整備」という項目が立てられ、また、分野を超えて重点的に取組み、達成すべきものを掲げる「二一世紀への挑戦プロジェクト」の「協働による活力創造プロジェクト」中に、「市町村合併の推進」の項目を立て、全庁的な重点課題として積極的に取り組むこととされたのである。

更に、当時に検討が具体化していた中球磨地域及び天草地域については、県内各圏域毎の発展の方向、地域振興のシナリオ等を記載する地域計画に、具体的取組みとして記載し、県として積極的に支援するとの立場を明らかにした。

(五) 市町村長への知事親書

平成一二年一二月、県内市町村における合併への更なる取組みを促すべく、潮谷知事から各市町村長及び議長に対し、以下とおり文書で要請した。

謹啓 霜寒の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本年四月の地方分権推進一括法の施行に伴い、地方分権が実行の段階を迎える中で、市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、多様化する行政ニーズへの対応能力を確立することが強く求められております。

このため国においては、「市町村の合併の特例に関する法律」を改正し、市町村合併を推進するための各般の行政財政支援措置を講じるとともに、都道府県に対しては、昨年八月に「市町村の合併の推進についての指針」を示し、県の役割として市町村合併推進に向けて積極的な取組みを行うよう要請があり、本県においては、本年三月に「熊本県市町村合併推進要綱」を策定したところであります。

本県市町村が、現在の区域に確定いたしました明治や昭和の大合併当時と比較いたしますと、少子・高齢化の進行、情報化・国際化の進展、住民の日常生活圏の拡大、さらには交通・通信手段や基盤の飛躍的発達等我々の日常生活を取り巻く環境の変化は、文字通り隔世の感があります。

とりわけ、国・地方を通じる未曾有の厳しい財政状況並びに地方分権の推進に伴う基礎的自治体としての市町村の役割の増大等市町村行政を取り巻く厳しい環境変化に鑑みずと、今日、市町村合併を通じて、分権時代にふさわしい市町村の行政基盤を確立することは、まさに避けて通れない我が国内政の最重要課題となっております。

今回の合併推進に際しては、国において様々な財政支援措置がなされているところではありますが、特に合併後のまちづくりについては、「合併市町村補助金」及び「合併特例債（元利償還金の約七割を地方交付税措置）」等を活用することが出来ずことから、合併を契機として「新市町村建設計画（関係市町村が作成する合併後の将来ビジョン）」を作成し、積極的なまちづくりの推進を図ることが可能となっております。

しかしながら、これらの優遇措置を定めた合併特例法期限（平成一七年三月）までに残された期間は、既に五年を切っており、合併までの準備期間を考慮しますと遅くとも平成一三年度中には、合併を検討する相手方を特定し、合併協議会を設置して具体的な検討を行うことが必要となると考えております。貴職におかれましては、こうした今般の合併推進の背景及び市町村合併が希求されている現下の諸情勢を十分御賢察いただき、新世紀を迎え、真の分権時代の到来にふさわしい自らの地域の将来を見据えた市町村のあり方について真摯にご検討いただきますようお願いを申し上げます。

県といたしましても、こうした認識に立って、自らの問題として市町村合併の推進に取り組む考えでありまして、今般、庁内に「熊本県市町村合併推進本部」を設置（別添設置要綱参照）し、各地域振興局においても「地域推進本部」を立ち上げることとし、県下市町村の合併推進に向けた取り組みを可能な限り支援して参ることとしておりますので、県の考えをご理解賜り、さらに積極的なお取

組みをよろしくお願い申し上げます。

時節柄、ご自愛下さいますようお願い申し上げます。

敬具

平成一二年一月二日

(六) 市町村課に市町村合併推進室の設置

中球磨地域に続き、各地域で任意協議会設置や各種検討会が具体化し始めた平成一三年度には、市町村課が市町村総室へと改編され、この時、総室内に、市町村合併推進業務を所管する「市町村合併推進室」が設置された。

市町村合併業務に特化された専門部署の設置はこれが初めてで、以後、市町村の自主的な合併を積極的に推進していくこととされた。

(七) 熊本県市町村合併支援会議の設置

県民生活にも関わりの深い市町村合併問題について、市町村や地域住民に対して適切な情報提供を行い、一層の理解を得ながら全県的な合併気運の醸成を図るため、平成一三年度、市町村合併の推進方策等について、各界各層の有識者により広い視野から意見を聴く場として、熊本県市町村合併支援会議が設置された。この会議は、市町村合併の推進についての意見交換及び必要な施策等に関する助言等、また知事が行う合併協議会設置勧告のあり方に関する提言を行うことをその役割とした。

(委員名簿)

【行政関係】

県議会地域対策特別委員会委員長 松村 昭
県市長会副会長 牛深市長 西村 武典
県町村会副会長 嘉島町長 荒木 泰臣
市議会議長会副会長 荒尾市議会議長 和田 文友
町村議会議長会副会長 津奈木町議会議長 森山 修一

【民間】

熊本経済同友会常任理事・国際化委員会委員長 上野 景右
日本青年会議所熊本ブロック協議会会長 宇都宮 誠二
阿蘇町観光協会会長 小笠原 徹朗
県農業女性アドバイザー 田辺 美代子
熊本県立劇場評議員 古荘 文子
県地域づくり推進協議会相談役 本田 節

【学識経験者】

熊本学園大学教授 篠崎 正美
熊本県立大学教授 渡邊 榮文
熊本県立大学助教授 今里 佳奈子

この支援会議は、平成一三年八月九日を初回に、一二月四日、翌一四年一月二十九日、三月二十九日と計四回に亘って開催された結果、以下の提言が県知事に提出された。

平成一四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子 様

熊本県市町村合併支援会議 座長 渡邊 榮文

地方分権に対応し地域住民の行政サービスの維持向上を図るための自主的な市町村合併の推進についての提言

市町村合併支援会議では、これまで本県における市町村合併の推進に関して、四回に亘って意見を交換し議論を深めて来たところでありますが、市町村を取り巻く環境の変化、特に少子高齢化の進行、地方分権の進展並びに国・地方を通じ

る厳しい財政事情等への対応を図るための有効な手段として市町村の合併に関する検討は避けては通れない課題であると考えます。

同時に、市町村の合併は、適切な情報の提供を受けた市町村（住民）自身によって、自主的・主体的に判断されるべきものであると考えますが、市町村を取り巻く厳しい環境と合併についての行財政上の優遇措置を定めた市町村合併特例法の平成一七年三月末の期限を踏まえれば、合併に関する調査検討並びに想定される枠組みにおける将来ビジョンの検討などに早急に着手し、住民に適切な判断材料を提供することが重要となつていくところであります。

従つて、県としては、市町村の行政関係者に対して速やかな取り組みを促すとともに県民に対しても適切な情報提供を行い、これまで以上に合併検討の気運の醸成を図る必要があると考えます。

そこで、市町村合併支援会議としては、こうした認識を踏まえ、熊本県における今後の市町村合併推進に向けた取り組みに当たつて以下の諸点に留意されるよう提言します。

記

一 市町村の置かれた環境、合併問題の背景及び目的等に関して、地域住民レベルにおける情報が不足していることから、直接の当事者である市町村はもとより、県としてもさらに積極的な情報提供を行うことが必要である。

(一) 県としては、あらゆる手段を駆使して直接及び間接的に県民に対する広報活動をさらに活発に展開する。

① 合併を検討する市町村の動きを支援するために県庁内のバックアップ体制を充実する。

② 行政や住民が主催する研修会の開催に際しては、規模の大小に関わらず積極的に支援する。

③ 県が主催する研修会の開催等に際しては、参加者が参加しやすい工夫を行う。

④ パンフ類やホームページ等の啓発用資料を作成する場合は住民が親しみやすく分かりやすいものとする。

⑤ ラジオやテレビを積極的に活用した広報も効果的である。

⑥ 住民発議等地域住民の直接的な動きについても支援する。

(二) 市町村は、自らの置かれた環境、行財政の現状及び課題、将来の見通し、想定される合併の枠組み、合併後の将来ビジョンや行政サービスへの影響等、地域住民が理解しやすい形で整理して随時提供し、地域住民も含めた中で地域の将来のあり方を検討する場を早急に整備することが必要であり、県としても機会あるごとに周知を図る。

二 市町村にとって、市町村合併の検討は将来に向けて地域のあり方を見直す絶好の機会であり、地域住民も含めて自主的・主体的な議論が盛り上がるよう、積極的な情報提供に努める必要がある。

三 首長や議会において、合併をする必要がないと判断されている場合であっても、合併問題は、地域の将来にとって重要な問題であることから、地域住民に対する適切な情報提供を行わなければ、住民はその判断の根拠や適否について検証することが出来ないため、市町村自身が十分に説明責任を果たされるよう県から周知を図る。

四 合併を検討する地域に対しては、住民がより具体的に合併の目的、利点及び話題への対応策等を理解出来るよう合併後の地域の「将来ビジョン」をとりまとめ、情報提供されるよう県から周知を図る。

五 国や県の市町村合併に対する行財政上の支援策については、住民にも理解出来るような形でとりまとめ、分かりやすく示すとともに、県としても合併市町村への積極的な取り組みを明確にするうえから、合併重点支援地域に対する県の各種事業の優先採択・重点実施等をとりまとめ、県から周知を図る。

六 すでに廃置分合の議決を行っている中球磨五か町村には、種々の合併検討のノウハウが蓄積されていることから、これを県下各地域の研究会や協議会に適切に提供し、出来るだけ効率的な質の高い検討協議がなされるように県において配慮する。

七 任意協議会が設置されている等合併の蓋然性の高い地域については、地元の見意見を踏まえて重点支援地域に指定し、自主的・主体的な検討を積極的に支援する

ことにより、法定協議会の設置を促進し、これらの協議会の場において合併の可否も含めて十分な検討がなされるよう市町村の取り組みを促す。

八 法定協議会の設置に際しては、合併問題が地域住民の暮らしに直接関わりの深い問題であることから、広範な意見を集約する必要がある。特に女性委員の登用等を積極的に検討するよう県から周知を図る。

九 合併を経験した行政関係者の貴重な経験や知恵を今後の市町村合併並びに行政に生かしていく観点から、今回の合併により失職することとなる関係町村の首長等による定期的な意見交換の場を設けたり、その功績を顕彰する制度の創設等を県において検討する。

一〇 既存の「熊本県市町村合併史」については、今後、今回の合併についての記録を加えることが必要となるが、合併に至った経緯、あるいは至らなかった経緯等合併協議の推移等を市町村の協力を得ながら県で記録する。

(八) 合併重点支援地域の指定

平成一三年(二〇一一年)三月一九日、国の「市町村の合併の推進についての要綱」を踏まえた今後の取組(指針)が示され、重点支援地域指定の考え方が示された。本県においては、平成一三年一〇月以降、合併に向けた関係市町村における取り組み状況等を踏まえ、以下のような指定方針に基づき、関係市町村を合併重点支援地域に指定し、重点的な支援を行っていくこととした。

一 指定方針

(一) 合併に向けた関係市町村の様々な取組みや任意協議会の設置等地域の状況を踏まえ、合併の気運や熟度の高まりに応じて、国の「新指針」第二一―二(二)

①イ及びウに基づき、関係市町村の要望により指定を行う。(第二編第一章五二五頁参照)

(二) 国・県の市町村合併支援プランが合併特例法の期限である平成一七年三月三十一日までの合併を目的としている地域について指定する。

(三) 合併重点支援地域の指定は、県が具体的な合併の枠組みを確定若しくは認知するという趣旨ではなく、一定の枠組みにおける具体的な検討を重点的に支援するためのものである。

二 指定のメルクマール

(一) 関係市町村長の連名による重点支援地域指定に関する要望であること。

(二) 任意協議会等の中で特例法期限までの合併に向けた具体的な検討スケジュールが固まっていること。

(三) 法定又は任意の合併協議会が設置され、協議会独自の事務局が設置又は設置が予定されていること。

(四) 協議会事務局に關係市町村から職員を派遣又は派遣が予定されていること。

(五) 協議会の運営経費について、關係市町村から負担金を拠出又は拠出が予定されていること。

国の市町村合併支援プランに基づく様々な行財政支援を受けるためには、合併重点支援地域への指定が要件となっていることも多いことから、合併後も重点支援地域としての指定は継続された。

なお、平成一七年三月末までの指定状況は表のとおりである。

指定日 (解除日)	指定地域	人口 面積	備考
H13. 10. 17	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	17,751人 159k㎡	H15. 4. 1合併 (あさぎり町)
	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町	35,314人 126k㎡	H16. 3. 31合併 (上天草市)
	本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町、(苓北町)	102,907人 683k㎡ (苓北町除く)	H18. 3. 27合併 (天草市) H14. 9. 4苓北町離脱 指定解除
	三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町	63,968人 189k㎡	H17. 1. 15合併 (宇城市)
H13. 12. 25	中央町、砥用町	12,969人 144k㎡	H16. 11. 1合併 (美里町)
H14. 3. 29 (H17. 3. 22)	宇士市、富合町	45,147人 94k㎡	H17. 3. 16 法定協議会廃止決定
H14. 3. 29	八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村 (竜北町、宮原町)	140,655人 680k㎡	H17. 8. 1合併 (八代市) H16. 3. 13二町離脱
H14. 3. 29	玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町(追加指定)	120,999人 364k㎡	H16. 10. 7 法定協議会休止決定
H14. 5. 29 (H17. 3. 7)			
H14. 7. 1	田浦町、芦北町	22,373人 233k㎡	H17. 1. 1合併 (芦北町)
H14. 7. 1	菊陽町、合志町、西合志町、大津町(追加指定)	105,772人 190k㎡	H16. 10. 20 法定協議会休止決定
H14. 8. 1 (H17. 3. 7)			
H14. 8. 1	一の宮町、阿蘇町、波野村、(産山村)	30,457人 376k㎡ (産山村除く)	H17. 2. 11合併 (阿蘇市) H15. 9. 17産山村離脱 指定解除
H14. 8. 20	山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町	59,491人 300k㎡	H17. 1. 15合併 (山鹿市)
H14. 10. 10	白水村、久木野村、長陽村	12,436人 137k㎡	H17. 2. 13合併 (南阿蘇村)
H14. 12. 2 H15. 1. 22 (H15. 8. 1)	人吉市、相良村、錦町、五木村、山江村、球磨村(4町村追加指定)	67,150人 972k㎡	H15. 4. 1 人吉市・相良村のみ 法定協議会移行 H15. 7. 23 法定協議会解散
H14. 12. 25 (H16. 6. 21)	御船町、甲佐町	30,544人 157k㎡	H16. 5. 31 法定協議会解散
H15. 1. 22	蘇陽町、矢部町、清和村	20,333人 545k㎡	H17. 2. 11合併 (山都町)
H15. 2. 3 (H15. 8. 1)	多良木町、湯前町、水上村	19,796人 406k㎡	H15. 7. 14 任意協議会解散
H15. 2. 5 (H16. 9. 1)	南小国町、小国町	13,611人 253k㎡	H16. 8. 31 法定協議会解散
H15. 8. 1	菊池市、七城町、旭志村、泗水町	52,636人 277k㎡	H17. 3. 22合併 (菊池市)
H16. 3. 19	竜北町、宮原町	13,725人 33k㎡	H17. 10. 1合併 (氷川町)
H17. 3. 7	玉名市、岱明町、横島町、天水町	73,051人 153k㎡	H17. 10. 3合併 (玉名市)
H17. 3. 7	菊水町、三加和町	12,390人 99k㎡	H18. 3. 1合併 (和水町)
H17. 3. 7	合志町、西合志町	49,391人 53k㎡	H18. 2. 27合併 (合志市)

(九) 市町村合併特別交付

金制度の創設

全国的な合併検討機運の高まりに応じ、市町村合併にかかる国の財政支援制度が順次整備・充実されてきたが、さらなる財政支援を求める声は強かった。

特に、直接の合併推進役となる都道府県に対しては、都道府県が自ら問題として合併を推進するのであれば、独自の財政支援についても検

討して欲しいとの市町村からの要望が強くなっており、独自の財政支援策を講じる都道府県が多く見られていた。

本県では、各地域で合併検討は進みつつあるが、依然市町村の姿勢には温度差がある中で、積極的に合併気運を盛り上げ、合併特別法の期限である平成一七年三月末までに合併を成就する必要があるとの認識に立ち、平成一三年度、本県独自の支援制度を創設することとし、対象となる市町村に対し、五億円を基礎交付額とし、二団体を超える場合、一団体あたり一億円を加算した額を交付(一〇億円を上限)することにした。

本制度創設後、交付対象団体を拡大すると共に、一〇億円の上限額を撤廃するなど、市町村の支援要望の声に応じて随時制度改正を行い、国・地方を通じた厳しい財政状況下にあつて、合併推進の大きなインセンティブ機能を果たした。

本制度により、平成一四年度から平成一六年度迄の三年間に、六〇億円を対象団体に交付した。最終的に、県下一六地域に対する交付総額は、一一〇億円になった。

(一〇) 将来ビジョン策定支援

県内各地で任意協議会、法定協議会設置の動きが具体化し始め、それに伴って、合併協議会における主要調査項目である合併後の新市町村の将来ビジョンや市町村建設計画の策定、住民等への周知啓発等にかかる検討経費が発生することから、これに対して補助を行うこととしたものである。

平成一三年度の制度創設時には、地域の要望に応じて県本庁若しくは地域振興局が必要な契約等を行う形を採っていたが、平成一五年度以降、合併協議会に対する直接補助に制度改正した。

平成一三年度以降、平成一六年度までに、予算総額四千七百万円の支援を実施した。

(一一) 市町村合併総合マニュアルの作成

昭和の大合併から約五〇年が経過し、各市町村では合併検討のノウハウが十分ではないと考えられたことから、平成一三年八月に国で策定された「法定協議会運営の手引」や、中球磨5か町村での検討、全国の先進事例等を踏まえ、市町村合併総合マニュアル編さん研究会（座長 小嶋市町村合併推進室長）により検討を進めさせ、平成一四年三月、独自の合併総合マニュアルを新たに作成した。本マニュアルは、本編、検討実務編、参考資料編、データ編の四編構成で、全体で約八〇〇頁に亘る実務的な総合マニュアルとなった。

国が策定した「法定協議会運営の手引」が、法定協議会設置以降の運営の解説を主にしているのに対し、法定協議会設置前に任意協議会が設置されていることを踏まえ、任意協議会設置以降の運営を含めた内容としていること、また、合併検討に必要な資料を迅速に作成できるように、主な様式等に先進事例を直接記録させ活用できるCD形式で配布するとともに、後日県のホームページにも掲載した。

このマニュアルは、県内の合併協議会、市町村をはじめ同様のマニ

アル不足に悩む各都道府県にも配布され、合併協議の事務方の必携として、県内はもとより他の都道府県関係者にも好評をもって迎えられた。

※参考…マニュアルは六一二頁〜六一五頁

(一二) 熊本県市町村合併支援プラン

平成一三年八月、国が「市町村合併支援プラン」を策定したことを受け、本県においては、国の支援プランの積極的な活用を図るとともに、本県独自の支援策等を取りまとめ、市町村合併の検討及び合併市町村の新たなまちづくりを総合的に支援することを目的に、県市町村合併推進本部においてプラン策定に向けた取組みが進められ、平成一四年（二〇〇二年）七月四日、「熊本県市町村合併支援プラン」が策定された。

支援プランの対象となったのは、「合併重点支援地域に指定した市町村」及び「平成一七年三月三十一日までに合併した市町村」とされた。

なお、平成一六年五月に、「市町村の合併の特例に関する法律」の経過措置が設けられたことに応じて、平成一六年一〇月一日付で改訂が行われ、対象となる市町村に「平成一七年三月三十一日までに地方自治法（昭和二年法律第六七号）第七条第一項の規定による申請（以下「合併申請」という。）を行い、平成一八年三月三十一日までに当該合併申請に係る合併を行った市町村」を追加した。

本県の支援プランは、体系的には、「国の支援プランの活用」、「県独自の支援策」の大きく二つに大別され、県独自の支援策としては、①県職員のパネル及び派遣、市町村合併総合マニュアルによる助言などの行政支援策、②県事業の優先的・重点的な実施、市町村合併特別交付金による助成などの事業支援策、③各種計画における圏域等の見直し、権限移譲の推進などのその他の支援策、の三つで構成された。

また、平成一五年三月二五日には、県独自の事業支援策（県事業の優先的・重点的な実施（二事業））として、本プランに基づく支援事業リスト三九事業が公表された。（本稿においては省略）

熊本県市町村合併支援プラン

平成一四年七月四日

平成一六年一〇月一日改訂

一 策定趣旨等

(1) 趣旨

・国の市町村合併支援プラン（平成一三年八月三〇日市町村合併支援本部決定。以下「国の支援プラン」という。）の積極的な活用を図るとともに、本県独自の支援策等を取りまとめ、市町村合併の検討及び合併市町村の新たなまちづくりを総合的に支援する。

(2) 対象地域

- ・合併重点支援地域に指定した市町村
- ・平成一七年三月三十一日までに合併した市町村
- ・平成一七年三月三十一日までに地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第七条第一項の規定による申請（以下「合併申請」という。）を行い、平成一八年三月三十一日までに当該合併申請に係る合併を行った市町村

二 国の支援プランの活用

・国の支援プランに掲載された事業を活用した市町村事業について、市町村の要望を踏まえ、国に対して採択がなされるよう積極的に働きかけるとともに、国の支援プランに掲げられた事業を活用した県事業についても積極的に推進する。

三 県独自の支援策

(1) 行政支援策

- ① 法定協議会等への県職員の参画及び派遣
 - ・関係市町村等の求めに応じて、任意協議会又は法定協議会に、県職員を委員等として参画させるとともに、事務局に県職員を派遣する。
- ② 合併市町村と県との人事交流
 - ・合併市町村の行財政能力の向上と合併後のまちづくり等を支援するため、合併

市町村と県との人事交流を促進する。

③ 市町村合併総合マニュアルによる助言

・任意協議会又は法定協議会に、県が策定した「市町村合併総合マニュアル」を提供し、助言等を行う。

④ 合併市町村に対する「まちづくりアドバイザー」の派遣等

・合併市町村が合併後のまちづくりや地域コミュニティの振興を図ることができるよう、各行政分野で政策企画等の専門的知識を有するアドバイザーの派遣や調査研究への助言を行う。

⑤ 合併市町村に対する行財政総合診断による助言

・合併市町村に対して、より効率的な行財政運営が行えるよう行財政診断を計画的に実施する。

⑥ 市制施行に向けた助言等

・合併によって市制施行を目指す町村に対して、都市計画事業や福祉事務所の事業等市制移行に伴う新たな事務を円滑に処理することができるよう助言するとともに、専門知識に関する研修を積極的に支援する。

(2) 事業支援策

① 県事業の優先的・重点的な実施

・県との協議を経て「市町村建設計画」に位置づけられた県事業について、優先的・重点的に実施する。

・国の支援プランに基づく「市町村合併支援道路整備計画」や「市町村合併支援農道等整備計画」に掲げられた県事業等についても、優先的・重点的に実施する。県単独の補助事業や貸付金による助成等

・合併関係市町村が行う合併後のまちづくりを視野に入れた事業や合併市町村が行う「市町村建設計画」に位置づけられた事業について、県単独の補助事業や貸付金により優先的に支援する。

(例) 熊本県地域振興総合補助金、熊本県市町村振興資金 など

③ 市町村合併特別交付金による助成

・合併関係市町村が行う合併市町村への円滑な移行に資するための事業や合併市

町村が行う市町村建設計画に位置づけられた事業について、市町村合併特別交付金により助成する。

・現行の市町村合併特別交付金制度の交付要件について、市町村の意向を踏まえ、制度の改善を検討する。

④ 「新市町村将来ビジョン」策定への支援

・任意協議会又は法定協議会が行う「新市町村将来ビジョン」策定のための調査研究等を支援する。

⑤ 法定協議会等が行う周知啓発への支援

・任意協議会又は法定協議会が行うシンポジウムの開催やパンフレットの作成等の周知啓発活動を支援する。

(3) その他の支援策

① 県が策定する各種計画における圏域等の見直し

・県が策定する各種計画における圏域並びに県立高校（全日制・普通科）の通学区域、警察署の管轄区域、県の出先機関の所管区域等については、対象となる市町村の意向を踏まえ、行政の効率性、住民の利便性、合併市町村の一体性など総合的な観点から見直しを図る。

② 権限移譲の推進

・合併市町村に対しては、当該市町村の意向を踏まえて権限移譲を積極的に推進するとともに、県と市町村の役割分担等を検討する。なお、権限移譲に当たっては、事務処理が円滑に行えるよう当該市町村の行政体制の整備を支援する。

四 市町村合併のための広報・啓発

(1) 広報啓発事業の実施

・県民に広く市町村合併の必要性等について理解していただくとともに、市町村の合併に向けた取組みを支援するため、広報啓発活動を積極的に実施する。

・新市町村をPRするため、県における広報活動等の機会を通じて県内及び全国的に情報を発信する。

(2) 合併支援窓口の設置

・市町村合併について県民への周知啓発の一層の推進を図るとともに、国、県の支援プランの紹介やその具体化についての相談等に対応するため、本庁及び地域振興局に窓口を設置する。

総務部市町村総室（市町村合併推進室）

総合政策局政策調整課（政策調整班）

地域振興部地域政策課（政策・企画班）

健康福祉部健康福祉政策課（政策班）

環境生活部環境政策課（政策班）

商工観光労働部商工政策課（政策班）

農政部農政課（政策班）

林務水産部林政課（政策班）

土木部監理課（政策班）

出納局会計課（庶務・指導班）

企業局総務課（政策班）

警察本部警務部警務課（企画第二係）

教育委員会教育政策課（政策・情報班）

宇城地域振興局振興調整室

玉名地域振興局振興調整室

鹿本地域振興局振興調整室

菊池地域振興局振興調整室

阿蘇地域振興局振興調整室

上益城地域振興局振興調整室

八代地域振興局振興調整室

芦北地域振興局振興調整室

球磨地域振興局振興調整室

天草地域振興局振興調整室

(一三) 市町村合併推進室における二班の設置

平成一四年度、各地で法定協議会における検討も具体化し、県は、平成一五年度を、市町村合併の成就に向けて、検討の山場となると位置づけた。

このことから、各地域の合併検討の熟度に応じて支援体制を整備し、県下各地域の合併に向けた取り組みをより一層積極的に支援することを目的に、平成一五年度、市町村合併推進室内に「市町村合併推進班」と「新市町村づくり支援班」が設置され、相互に連携をとりながら、地域振興局と一体となって、市町村合併に向けた市町村の取組を支援することとされ、この体制は翌平成一六年度まで継続された。

(一四) 市町村建設計画策定の手引きの作成

市町村が合併を契機として、自立した行政体制の整備や時代の環境変化や地域の特性を踏まえた政策の重点化を図る【質の高い合併】を推進するため、合併協議会における新市町村づくりに向けた検討段階から明確な理念とより具体的な助言を行う必要があるとの考えから、市町村建設計画策定の基本的な考え方の参考となるよう、県は、市町村建設計画策定の手引き編さん研究会（座長 小嶋市町村合併推進室長）により市町村建設計画の策定にあたっての留意点の検討に着手し、平成一五年七月、「市町村建設計画策定の手引き」を策定した。この手引きは、市町村建設計画への掲載項目の単なる紹介に止まらず、合併を契機とした行政体制の整備や合併後のまちづくりに重点をおいた内容となった。このため全国的にも配布され合併検討の参考として活用された。

(一五) 市町村長に対する市町村合併に関する意向調査

平成一五年度末までに、本県内では、あさぎり町、上天草市が誕生し、平成一六年四月一日現在で県内一五地域五四市町村で法定又は任意の合併協議会が設置され、合併成就に向けた議論が全県下で行われていた。

しかし、一方で、平成一五年度は合併が目の前に迫って来た事もあって、協議会を構成する市町村の中途脱退や、法定協議会廃止の動き等も各地で顕在化し、また、合併の枠組みが固まらない市町村も一部に残されていた。また、平成一六年度からいわゆる三位一体の改革が具体化し、地方交付税がかつてない規模で削減されるなど、市町村はこれまでも増して厳しい財政環境の変化に直面し、今後の単独事業や行政サービスに大きな影響が生じることが懸念されていた。

この時期、国においては、地方分権に対応できる基礎自治体づくりを進めるため、合併特例法に一定の経過措置を設けて合併を推進することとし、その期限後も新法を制定し更なる合併を推進することとし、所要の法律案を国会に上程、平成一六年五月にはこれが成立の運びとなっていた。

このような状況下で、合併協議会が設置されていない地域の市町村長の、現時点における市町村合併に関する認識を聴取し、合併の意向と可能性があれば、その意向を踏まえて支援するための資料とするため、平成一六年五月から六月にかけて、合併市町村及び合併協議会設置市町村を除く全市町村の首長（三三人）を対象に調査を実施した。

このうち、市町村合併の必要性についての質問では、以下のような回答がなされた。

・合併の必要性を理解しており、現行法の下での合併を目指すとしている市町村
一三団体【人吉市、水俣市、本渡市、牛深市、湯前町、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町】

・合併の必要性は理解できるが、現行法による合併は、これまでの経緯や周辺の状況からして困難としている市町村

一六団体【熊本市、荒尾市、城南町、産山村、高森町、西原村、御船町、嘉島町、甲佐町、益城町、錦町、多良木町、水上村、五木村、山江村、球磨村】

(理由) 時間的に現行法の下による合併は間に合わない、相手方となる市町村が既に別の枠組みで協議中、など

・市町村合併は必要と考えていない市町村

二団体【相良村、荅北町】

・その他

二団体【植木町、津奈木町】

現行合併特例法の下での合併を目指すとした一三市町村のうち、天草地域二市八町は、再度合併協議会を設置し、平成一八年三月の合併に至ったが、残る人吉市、水俣市、湯前町の合併成就是ならなかった。

その他行政支援の状況 人的支援として、関係市町村の求めに応じて、任意又は法定の合併協議会の事務局に対して県職員を派遣した。平成一〇年度の中球磨5か町村の任意協議会を皮切りに、二四の任意又は法定の協議会に対し、二二人の県職員を派遣した。

また、平成一五年度からは、合併市町村が合併後のまちづくりや地域コミュニティの振興を図ることができるよう、各行政分野で政策企画等の専門的知識を有するアドバイザーの派遣や調査研究への助言を実施した。特に、合併協議会における協議会運営の手法や合併前後の事務に關すること、地域自治組織に關することについて、県職員が出向き、研修を行った。

第二節 周知啓発事業の状況

本県では、合併推進要綱の策定前から、啓発パンフレットの作成等により、市町村合併等広域行政推進の必要性を訴えてきたが、特に合併推

進要綱の策定後は、市町村長や議長等を対象に、市町村合併推進要綱の内容の説明及び合併の必要性に關する説明を本格化させ、県本庁及び各地域振興局が随時地元の要望に応じて説明を行っている。

恒常的な説明会の実施以外にも、周知啓発事業の主なものとしては、以下に列挙するようなものが挙げられる。

一、シンポジウムによる周知啓発

○ 広域行政推進シンポジウム

平成八年度から平成一一年度にかけて、県主催により「広域行政推進シンポジウム」が開催されている。このシンポジウムは、名の通り「広域行政推進」に關するシンポジウムで、市町村合併を一つの軸にしながらも、広域連合制度等についても併せて演題とするなど、地方分権や広域行政全般に對する地域住民及び行政関係者の意識の向上を狙っていた。

平成八年度：本渡市において、市町村議会議員、職員等約二〇〇名を対象に、講演会を実施。

平成九年度：須恵村において、中球磨地域の住民、市町村議会議員、職員等約六〇〇名を対象に、合併先進事例の紹介及び地元住民代表等によるパネルディスカッションを実施。

平成一〇年度：須恵村において、講演及びパネルディスカッションを実施(約六〇〇名参加)。また、長洲町で、講演及び合併先進事例紹介を実施(約六〇〇名参加)。

平成一一年度：鏡町において、講演及びパネルディスカッションを実施。約五〇〇名が参加。

○ 全国リレーシンポジウムの実施

自治省は、市町村合併に関する周知啓発の取組みとして、平成一二年
度から全国リレーシンポジウムを開始した。平成一二年度～一四年度は
都道府県毎に開催され、平成一五年度及び一六年度は、全国を複数のプ
ロックに分割しての開催となった。

本県における実施状況は以下のとおりである。

【平成一三年度】平成一二年一〇月一六日 於・熊本テルサ 約五五〇人参加
主催：自治省、熊本県、熊本日日新聞社、全国地方新聞社連合会

・基調講演

講師 小西砂千夫

(自治省市町村合併推進会議委員 関西学院大学大学院教授)

・パネルディスカッション

パネリスト 小西 砂千夫 (前記)

山田 吉孝

(自治省市町村合併推進会議委員、NHK元解説委員)

徳野 貞雄 (熊本大学文学部教授)

宮崎 邦雄 (株)金剛社長、熊本県経済同友会常任幹事)

板倉 敏和 (自治大臣官房審議官(税務担当))

コーディネーター 伊関 八州遠 (熊本日日新聞社論説委員)

【平成一三年度】平成一三年一月二四日 於・本渡市立陵南中学校

約一、三〇〇人参加

主催：日本国政府、総務省、熊本県、熊本日日新聞社、全国地方新聞社連合会、
二一世紀の市町村合併を考える国民協議会

・主催者挨拶 風間 昶 (総務副大臣)

潮谷 義子 (熊本県知事)

橋元 俊樹 (熊本日日新聞社常務取締役)

・総務省制作のビデオを上映

・事例報告

中球磨5か町村合併協議会における検討状況

植薄 清重 (免田町長、中球磨5か町村合併協議会会長)

天草地域市町合併検討協議会における検討状況

西村 武典 (牛深市長、天草地域市町合併検討協議会会長)

・総務省制作のビデオを上映

・パネルディスカッション

コーディネーター 渡邊 榮文 (熊本県立大教授、県合併支援会議座長)

パネリスト 板倉 敏和 (総務省自治行政局公務員部長)

潮谷 義子 (熊本県知事)

橋野 君佳 (消費生活コンサルタント)

早川 担 (熊本日日新聞社地方部長)

安田 公寛 (本渡市長)

横島 龍一 (社)天草本渡青年会議所理事長)

【平成一四年度】平成一四年一月一六日 於・阿蘇町立体育館

約一、五〇〇人参加

主催：政府市町村合併支援本部、総務省、熊本県、熊本日日新聞社、全国地方新
聞社連合会、二一世紀の市町村合併を考える国民協議会

・主催者挨拶 加藤 紀文 (総務副大臣)

潮谷 義子 (熊本県知事)

橋元 俊樹 (熊本日日新聞社常務取締役)

・基調講演

講師 名城大学教授 昇 秀樹

・総務省制作のビデオを上映

・パネルディスカッション

コーディネーター 渡邊 榮文(熊本県立大学教授)
パネリスト 河崎 敦夫(阿蘇町長)

安田 公寛(本渡市長)

北里 香代(主婦・阿蘇郡小国町在住)

松永 幹夫(熊本日日新聞社編集局次長兼論説委員)

潮谷 義子(熊本県知事)

木村 功(総務省大臣官房審議官)

【平成一六年度】平成一六年七月二六日 於・熊本テルサ 約七〇〇人参加
主催・政府市町村合併支援本部、総務省、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、熊本日日新聞社、全国地方新聞社連合会
・主催者挨拶 松本 純(総務大臣政務官)

潮谷 義子(熊本県知事)

・基調講演

講師 小西砂千夫(関西学院大学大学院教授など)

・パネルディスカッション

コーディネーター 井上 繁氏(常磐大学コミュニティ振興学部教授)

パネリスト 安田 公寛(本渡市長、天草合併協議会会長)

豊田 紀代美(松橋町議会副議長)

久保 信保(総務省大臣官房審議官)

井上 稔彦(熊本日日新聞社編集局地方部長兼論説委員)

コメンテーター 小西 砂千夫(前記)

○ 市町村合併シンポジウム

平成一三年度には、本県独自の市町村合併シンポジウムを県主催(地元市町村会、議長会等共催)で実施。

【宇城地域】平成一二年一月二二日 於・ウイング松橋

・基調講演 上田 多紀夫(兵庫県篠山市公営企業部長・元合併協議会事務局長)
・パネルディスカッション

パネリスト 植薄 清重(免田町長・中球磨5か町村合併協議会会長)

迫田 隆弘(宇土市商工会会長)

平江 和俊(社) 宇城青年会議所副理事長)

緒方 好秋(県市町村課長)

コーディネーター 渡邊 榮文(熊本県立大学総合管理学部教授)

【阿蘇地域】平成一三年二月一三日 於・阿蘇プラザホテル

・基調講演 坂本 光司(浜松大学経営情報学部教授)

・パネルディスカッション

パネリスト 小笠原 徹朗(阿蘇町観光協会会長)

谷川 てるみ(県農業女性アドバイザー)

平野 正見(中球磨5か町村合併協議会事務局長)

緒方 好秋(県市町村課長)

コーディネーター 木原 佳奈子(熊本県立大学総合管理学部助教授)

○ 市町村合併トップセミナー

平成一三年六月四日に、市町村合併の早期の取組みを促すため、県内の各界各層のトップを対象としてセミナーが開催され、県内市町村長及び議長、各種団体の長等、約五〇〇人が参加した。

主催 熊本県 於・熊本テルサ

・主催者挨拶 熊本県知事 潮谷 義子

・講演 講師 井上 繁(常磐大学教授、地方自治経営学会理事など)

・講演 講師 高橋 盛吉(北上オフィスプラザ社長、前北上市長)

○ 地域振興局リレーシンポジウム

平成一三年度、各地域に対する周知啓発の徹底のため、地域振興局毎にリレー形式で行う「地域振興局リレーシンポジウム」が行われた。(開

催状況は別表のとおり)

■「地域振興局リレーシンポジウム」の開催

地域振興局名	名 称	開催日時	開催会場	内 容	参加人員
八代	八代地域市町村合併シンポジウム	平成一三年九月二日	千丁町文化センター「パトリア千丁」	●基調講演 古賀倫嗣 (熊本大学教育学部教授) ●パネルディスカッション コーディネーター…山田忠昭 (熊本開発研究センター調査研究部副部長) アドバイザー…古賀教授 パネリスト ・真木清司 (八代経済開発同友会代表幹事) ・宮崎京子(JA鏡女性部長) ・松岡雄一(宮原町まちづくり情報銀行支店長) ・奥川光子 (泉村小原地区婦人会長)	約四三〇人 後援…八代市、郡町村会、八代市議会、八代郡町村議会議長会
天 草	天草上島4町地域市町村合併シンポジウム	平成一三年九月二日	松島町総合センター「アロマ」	●基調講演 黒田武一郎(熊本県副知事) ●事例発表 大対信文 (兵庫県篠山市政策部次長)	約五六〇人 天草上島4町合併推進協議会との共催
上益城	上益城地域市町村合併シンポジウム	平成一三年九月五日	御船町カルチャーセンター	●基調講演 原田久 (熊本県立大学助教授) ●事例発表 森内捷夫 (前茨城県牛堀町長)	約五〇〇人 後援…郡町村会、郡町村議会議長会
芦 北	水俣芦北地域市町村合併シンポジウム	平成一三年九月六日	芦北町民総合センター「しろやまスカイドーム」	●基調講演 高島茂樹 (総務省自治行政局行政体制整備室長) ●事例発表 森本繁 (兵庫県篠山市政策部まちづくり推進課副課長)	約四八〇人 後援…水俣市、田浦町、芦北町、津奈木町
玉 名	荒尾玉名地域市町村合併フォーラム	平成一三年九月九日	玉名市民会館大ホール	●基調講演 古賀倫嗣 (熊本大学教育学部教授) ●パネルディスカッション コーディネーター…吉田俊男 (玉名青年会議所シニア会長) コメンテーター…古賀教授 パネリスト ・吉田勝也 (天水町長、荒尾玉名地域市町村合併問題研究会長) ・島津勇典(熊本県議会議員) ・那須良介(荒尾商工会議所副会頭) ・橋本利明(JA玉名参事) ・糸永千代美(岱明町農業委員) ・島田京子(FM玉名局長)	約六五〇人 (社)玉名青年会議所及び(社)荒尾青年会議所との共催

地域振興局名	名称	開催日時	開催会場	内容	参加人員
阿蘇	阿蘇地域 町村合併シンポジウム	平成一三年一月一日	国立阿蘇青年の家	●基調講演 大対信文 (兵庫県篠山市政策部次長) ●パネルディスカッション コーディネーター…中原均 (阿蘇青年会議所理事長) アドバイザー ・大対信文 (兵庫県篠山市政策部次長) ・富田健治 (阿蘇地域振興局振興調整室長) パネリスト ・中山達也 (阿蘇町…食品製造業) ・後藤祐次郎 (一の宮町…飲食業) ・松原正明(産山村…建設業) ・井豪士(波野村…農業)	その他 (民間団体との 共催等)
球磨	人吉下球磨地域 市町村合併シンポジウム	平成一四年一月二二日	人吉球磨カルチャーパレス 大ホール	●基調講演 昇 秀樹 (名城大学都市情報学部教授) ●事例発表 高屋敷克広 (岩手県北上市企画 調整部企画課長)	約五〇〇人
球磨	奥球磨地域 町村合併シンポジウム	平成一四年二月三日	湯前町農村環境改善センター 文化ホール	●基調講演 小嶋一誠 (熊本県総務部市町村総室 市町村合併推進室長) ●事例発表 大対信文 (兵庫県篠山市政策部次長)	約三〇〇人
鹿本	山鹿・鹿本地域 市町村合併シンポジウム	平成一四年二月六日	植木町生涯学習センター 文化ホール	●基調講演 高島茂樹 (総務省自治行政局行政体制 整備室長) ●事例発表 溝端太一 (前(初代)兵庫県篠山市議会 議長)	約八〇〇人
宇城	宇城西部五町地域 市町村合併シンポジウム	平成一四年二月二二日	松橋町総合体育文化センター 「ウイングまっばせ」	●基調講演 黒田武一郎(熊本県副知事) ●事例発表 パネルディスカッション コーディネーター…山田忠昭 (熊本開発研究センター 調査研究部副部長) パネリスト ・吉田等(三角町長) ・森茂之(不知火町長) ・松田利康(松橋町長) ・松永信雄(小川町長) ・園田俊宏(豊野町長)	宇城西部五町合併推進協議会 との共催

○ 地方分権推進トップセミナー

平成一四年七月二二日、市町村合併に向けた検討が具体化する中で、地方分権改革の現状や今後の方向性等について、時の片山虎之助総務大臣を迎え、「地方分権推進トップセミナー」を開催し、県議、市町村長及び議長など、約二五〇人が参加した。

- ・主催 熊本県、総務省
- ・主権者挨拶 熊本県知事 潮谷 義子
- ・講演 講師 総務大臣 片山 虎之助

於・熊本県町村自治会館

○ 地方制度改革特別セミナー

市町村が市町村合併についての重要な選択の時期を迎えていることから、現在進められている地方制度改革の現状と今後の見直しについての理解を深めていただくことを目的に、第二七次地方制度調査会の諸井 虔会長及び総務省自治行政局合併推進課 望月達史課長を講師に迎え、市町村長、市町村議会議員等を対象としたセミナーを開催した。県議や県内市町村長ら約二、〇〇〇人が参加した。

- ・主催 熊本県 於・県立劇場
- ・主催者挨拶 熊本県知事 潮谷 義子
- ・特別講演 講師 諸井 虔（第二七次地方制度調査会会長）
- ・講演 講師 望月 達史（総務省自治行政局合併推進課長）

二、啓発用パンフレット、新聞等各種媒体による広報

平成八年度以降、市町村合併問題にかかる啓発用パンフレット及びビデオを作成し、各地域振興局、市町村等に配布するほか、各種説明会、シンポジウム等で活用した。

また、県内の全戸に配布される県の広報誌「県からのたより」や、地元新聞紙上で、市町村合併の必要性、市町村合併のメリット、県内各地の合併に向けた動き等についての広報を実施した。

三、「作文・論文コンクール」等の実施

平成一三年七月一〇日から九月一〇日にかけて、中学生、高校生及び一般を対象とした「作文・論文コンクール」、小学生を対象とした「イメージ画コンクール」を実施した。市町村合併という内容の高度さのためか、作文・論文コンクールの応募数は計一四点到留まったが、イメージ

画コンクールの応募数は計一八五点到達した。後日、それぞれ最優秀、優秀作が選定され、県庁ロビーでの掲示や、新聞、パンフレット等への掲載が行われた。

四、市町村合併「啓発ホームページ」の開設

平成一四年三月、熊本県のホームページ上に「市町村合併コーナー」を開設し、市町村合併の必要性、県内各地の動き、県の取組状況等を掲載、広く合併に関する情報を提供した。県のホームページ内では多数のアクセス数を誇るページのひとつとなり、周知啓発に多大な効果を上げた。

第三節 県内各地域における合併検討の状況の総括

県内各地域における合併検討の経緯を総括的に整理する。（各地域ごとの個別の状況については、第二編及び第三編を参照）

一、各地域の動向

平成六く七年度の第一次調査終了後、まず、モデル地域のひとつとして位置づけられた中球磨5か町村（上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村）において具体的な合併に向けた検討が開始された。

球磨盆地の中心部に位置する中球磨5か町村の合併問題は、昭和の大合併を経験しておらず、課題とされて来たが、今次合併の第一次調査でのモデル地域の選定等を契機として、平成八年一〇月に、首長レベルによる「中球磨地域広域行政懇話会」が発足し、合併に向けた自主的な検討が進められることとなり、平成一〇年四月には、「中球磨5か町村合併

問題協議会（任意協議会）、平成一二年四月には、「中球磨5か町村合併協議会（法定協議会）」が設置された。

当時、首長レベルでの具体的な合併協議の場の設置に至ったのは中球磨地域のみであったが、事務レベル（各市町村の総務課長レベル）での勉強会の動きは県内で幾つか見られた。平成八年一〇月には、天草地域で「市町村合併問題調査検討会」が発足、また、平成九年一月には「山鹿鹿本地域行政体制調査検討会」、同年二月には「八代地域広域行政研究会」が発足し、地域の現状分析や広域行政のあり方について検討を行っている。このうち、天草地域においては、平成一一年一月に天草地域二市一三町の総務課長による「天草地域市町合併研究会」が発足し、合併を睨んだ天草地域の将来ビジョン等を報告書において具体的に提言するに至っている。

県が合併推進要綱を示した平成一二年三月には、中球磨5か町村では、合併協定項目についての協議が着実に進み、また、総務課長レベルでの「天草地域市町合併研究会」での検討が行われていた天草地域では、平成一二年五月にこれを市町長レベルの研究会に改組して検討を重ね、結果、二地域での任意協議会設置の方向性が定まるなど、他地域に先行した取組みが見られた。

その他の地域でも、県的要綱で合併パターンが示されたことで合併検討の機運は一挙に高まり、平成一二年には県下殆どの地域で、市町村合併に関する総務課長レベルでの検討（勉強会の設置、既存組織を活用しての検討）が具体化し、平成一三年度にかけて、概ね首長（及び議長）レベルの検討の場が設置され、順次、任意協議会、法定協議会へと移行していった。平成一四年度以降、各地で協議の進度が深まるにつれて、着実に進捗する地域がある一方、協議会の解散や枠組みからの離脱等も目立つようになり、合併特例法期限を目前に控えた平成一六年度後半まで枠組みが変化した地域も見受けられた。

結果的には、県が合併推進要綱を示した平成一二年三月時点での県下九四市町村のうち、実に八五団体が、合併特例法期限内に一旦は任意及び法定協議会に参加し合併協議を行っている。検討の結果、平成一八年三月三十一日までに、六二市町村が廃止され、一六市町村が誕生し、平成の合併の結果、本県市町村数は四八市町村に収斂することになった。

天草市	平成一八年 三月二七日	本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町
和水町	平成一八年 三月 一日	菊水町、三加和町
合志市	平成一八年 二月二七日	合志町、西合志町
玉名市	平成一七年一〇月 三日	玉名市、岱明町、横島町、天水町
氷川町	平成一七年一〇月 三日	竜北町、宮原町
八代市	平成一七年 八月 一日	八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村
菊池市	平成一七年 三月二二日	菊池市、七城町、旭志村、泗水町
南阿蘇市	平成一七年 二月二三日	白水村、久木野村、長陽村
山都町	平成一七年 二月 一日	蘇陽町、矢部町、清和村
阿蘇市	平成一七年 二月 一日	一の宮町、阿蘇町、波野村
山鹿市	平成一七年 一月二五日	山鹿市、鹿北町、菊花町、鹿本町、鹿央町
宇城市	平成一七年 一月二五日	三角町、不知火町、松島町、小川町、豊野町
芦北町	平成一七年 一月 一日	田浦町、芦北町
美里町	平成一六年二月 一日	中央町、砥用町
上天草市	平成一六年 三月三二日	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町
あさぎり町	平成一五年 四月 一日	上村、免田町、岡原村、須屋村、深田村
新市町村名	合併年月日	合併市町村名

平成の合併の結果、合併前の九四市町村の平均人口は、一九、七八〇人から四八市町村で三八、七三六人に倍増し、行政体制の整備が進むとともに、人口一万人未満の団体も五八町村から一六町村に大幅に減少することとなった。

	平成一二年三月末	平成一八年三月末
市平均 人口(面積平方km)	一一団体 九九、七八〇(一三八)	一四団体 一〇二、四二九(二五八)
熊本市を除く平均	一〇団体 四三、五五七(二二五)	一三団体 五九、三八四(二五七)
町 村 平均	八三団体 九、一七八(七一)	三四団体 一二、五一〇(一一二)
県 平均	九四団体 一九、七八〇(七九)	四八団体 三八、七三六(二五四)
熊本市を除く平均	九三団体 一二、八七五(七七)	四七団体 二五、四七五(五二)
人口1万未満の町村数	五八	一六

一方で、合併協議が途中で破綻したり、枠組みの変動があったケースについては、次のとおりである。

協議会名	年 月 日	構成市町村	備 考
宇土・富合合併協議会	平成一七年三月一六日協議会解散	宇土市、富合町	富合町は平成二〇年一〇月六日、熊本市と合併。
玉名地域一市八町合併推進協議会	平成一六年一〇月七日協議会休止	玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町	玉名市、岱明町、横島町、天水町が合併し、平成一七年一〇月三日、玉名市誕生。菊水町、三加和町が合併し、平成一八年三月一日、和水町誕生。
菊池南部四町合併協議会	平成一六年一〇月二〇日協議会休止	大津町、菊陽町、合志町、西合志町	合志町、西合志町が合併し、平成一八年二月二七日、合志市誕生。
小国郷二町合併推進任意協議会	平成一六年八月二二日協議会解散	南小国町、小国町	
御船・甲佐合併協議会	平成一六年五月二二日協議会解散	御船町、甲佐町	
人吉下球磨地域合併任意協議会	平成一五年三月二二日協議会解散	人吉市、相良村、錦町、五木村、山江村、球磨村	人吉市、相良村のみ法定協議会に移行したが、平成一五年七月二三日解散した。
奥球磨地域合併任意協議会	平成一五年七月一四日協議会解散	多良木町、湯前町、水上村	

また、任意及び法定協議会に一度も参加していない市町村は、熊本市、荒尾市、植木町、高森町、西原村、益城町、嘉島町、城南町、津奈木町、水俣市の一〇市町村であった。もともと、不参加の理由は地域によって様々であったことに留意する必要がある。(詳細は各地域編参照)

二、住民投票・住民発議の状況

この「平成の大合併」の検討過程では、各地で住民発議、住民投票に向けた手続がなされたことが特筆すべき点のひとつである。ここでその状況を総括しておく。

合併特例法四条及び四条の二に基づく住民発議については、平成一七年三月末までに、二八町村で四〇件三一種類の住民発議が行われた。

このうち、対象市町村議会及び請求市町村議会の議決により法定協議会設置に至ったケースは皆無であり、また、請求市町村議会の否決後、後続の住民投票手続が開始され、投票に至ったケースは五件あるが、投票の結果、いずれも対象市町村との法定協議会設置は否定されており、法定協議会の設置に直結した事例は無かった。

もともと、法定協議会設置が実現したことから手続を途中で終了するケースや、その後の関係市町村の協議で、結果的に、住民発議で求められた枠組みでの法定協議会が設置されたケースは見受けられる。

地方自治法第七四条関係の住民投票条例の制定を求める動きについては、平成一七年三月末までに、住民からの直接請求が一五件、首長・議員提案の事例が六件行われている。このうち、住民投票の実施に至ったケースは七件あり、うち六件が合併の賛否を問うもの、一件が合併枠組みについて問うものであった。合併の賛否を問うたものでは、菊池郡七城町及び大津町、八代郡坂本村の事例では、以後の合併協議の方向性に信託が与えられる形となったが、下益城郡富合町、阿蘇郡南小国町、上益城郡御船町では、投票結果を受け法定協議会が解散することとなった。

合併特例法第4条及び第4条の2に基づく住民発議の状況

横島町	横島町	植木町	清和村	菊陽町	植木町	天水町	菊陽町	西合志町	宮原町	請求市町村
9	9	8	7	6	5	4	3	2	1	本県において請求がなされた順
天水町 玉東町	天水町 玉東町	玉東町	矢部町	大津町・合志町・西合志町	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	八代1市6町村	合併対象市町村の名称
4,622	4,622	24,730	2,822	21,867	24,730	5,798	21,867	21,451	4,095	選挙人名簿登録者数
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	同一請求である旨の確認申請
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	合併協議会設置請求書の返付
H14.8.27	H14.8.27	H14.8.23	H14.8.21	H14.8.5	H14.7.24	H14.7.23	H14.7.5	H14.7.2	H14.6.24	請求代表者証明書の交付申請
H14.8.30	H14.8.28	H14.8.26	H14.8.26	H14.8.8	H14.7.29	H14.7.24	H14.7.10	H14.7.8	H14.6.26	請求代表者証明書の交付・告示
H14.9.17	H14.9.17	H14.9.20	H14.9.24	H14.8.15	H14.8.16	H14.8.26	H14.8.9	H14.8.8	提出なし	署名簿の提出日
H14.10.3	H14.10.3	H14.10.17	H14.10.7	H14.8.29	H14.9.5	H14.9.11	H14.8.23	H14.8.27	/	署名簿の審査終了
1,562人	288人	8,106人	311人	1,455人	6,679人	394人	978人	1,695人	/	有効署名数
33.8%	6.5%	32.8%	11.0%	6.7%	27.0%	6.8%	4.5%	7.9%	/	有効署名数の有権者数に対する割合
H14.10.15	H14.10.15	H14.10.25	H14.10.18	H14.9.10	H14.9.13	H14.9.20	H14.9.3	H14.9.6	/	合併協議会設置請求
H14.10.18	H14.10.18	H14.10.29	H14.10.25	H14.9.12	H14.9.20	H14.9.26	H14.9.6	H14.9.13	/	対象市町村長への議会付議の意見照会
H14.11.8	H14.11.8	H15.1.20 付議せず	H15.1.23 付議せず	H14.12.4	H14.9.25	H14.10.3	H14.9.30	H14.9.25	/	対象市町村長からの議会付議の意見回答
H14.12.16 否決	H14.12.16 否決	/	/	否決-大津町(1/28) 西合志町(2/4) 西合志町(2/3)	H14.10.10 可決	H14.10.10 可決	H14.10.10 可決	H14.10.10 可決	/	対象市町村議会付議日
H14.12.13 否決	H14.12.13 否決	/	/	H15.2.3 可決	H14.11.25 否決	H14.11.19 否決	H14.11.25 否決	H14.11.19 否決	/	請求市町村議会付議日
否	否	否	否	否	否	否	否	否	/	合併協議会設置の成否
(住民投票)										
/	/	/	/	/	なし	なし	なし	なし	/	請求市町村長による住民投票請求(基準日から十日以内)
/	/	/	/	/	H14.12.9	H14.12.9	H14.12.15	H14.12.5	/	投票実施請求代表者証明書の交付申請(基準日から二十日以内)
/	/	/	/	/	H14.12.9	H14.12.11	H14.12.17	H14.12.11	/	投票実施請求代表者証明書の交付・告示
/	/	/	/	/	H15.1.9	H15.1.11	H15.1.17	H15.1.11	/	署名収集期限
/	/	/	/	/	H15.1.14	提出なし	提出なし	H15.1.15	/	署名簿の提出日(実績)
/	/	/	/	/	H15.2.3	/	/	H15.2.4	/	署名簿の審査期限(市町村選管)
/	/	/	/	/	H15.2.3	/	/	H15.2.4	/	署名簿の審査終了(実績)
/	/	/	/	/	7,099人	/	/	4,536人	/	有効署名数
/	/	/	/	/	28.6%	/	/	21.1%	/	有効署名数の有権者数に対する割合
/	/	/	/	/	H15.2.10	/	/	H15.2.11	/	署名簿の縦覧(市町村選管) ※7日間
/	/	/	/	/	H15.2.12	/	/	H15.2.14	/	住民投票実施請求(市町村選管へ)
/	/	/	/	/	H15.3.23	/	/	H15.3.23	/	住民投票
/	/	/	/	/	否	/	/	否	/	合併協議会設置の成否

合併特例法第4条及び第4条の2に基づく住民発議の状況（つづき）

合志町	泗水町	城南町	旭志村	大津町	旭志村	益城町	富合町	大津町	長洲町	請求市町村
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	本県において請求がなされた順
大津町・菊陽町 泗水町・西合志町	大津町・菊陽町 合志町・西合志町	熊本市	菊池市・七城 町・泗水町	旭志村	大津町	熊本市	熊本市	菊陽町・合志 町・西合志町	荒尾市	合併対象市町村の名称
17,471	11,021	15,595	4,351	21,596	4,351	25,646	6,585	21,596	14,505	選挙人名簿登録者数
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	同一請求である旨の確認申請
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	合併協議会設置請求書の返付
H14.10.15	H14.10.10	H14.10.7	H14.9.30	H14.9.27	H14.9.24	H14.9.17	H14.9.9	H14.9.6	H14.8.29	請求代表者証明書の交付申請
H14.10.21	H14.10.16	H14.10.15	H14.10.2	H14.10.4	H14.9.30	H14.9.20	H14.9.11	H14.9.12	H14.9.2	請求代表者証明書の交付・告示
H14.11.26	H14.11.15	H14.11.19	H14.11.6	H14.11.5	H14.10.30	H14.10.24	H14.10.15	H14.9.25	H14.10.2	署名簿の提出日
H14.12.12	H14.11.29	H14.12.4	H14.11.21	H14.11.22	H14.11.14	H14.11.13	H14.11.4	H14.10.8	H14.10.22	署名簿の審査終了
2,973人	4,552人	6,306人	1,373人	2,039人	1,637人	8,648人	1,685人	1,916人	699人	有効署名数
17.0%	41.3%	40.4%	31.6%	9.4%	37.6%	33.7%	25.6%	8.9%	4.8%	有効署名数の有権者数に対する割合
H14.12.20	H14.12.9	H14.12.13	H14.12.2	H14.12.4	H14.11.25	H14.11.27	H14.11.26	H14.10.25	H14.10.31	合併協議会設置請求
H14.12.24	H14.12.9	H14.12.25	H14.12.3	H14.12.5	H14.11.25	H14.12.5	H14.12.6	H14.10.30	H14.11.5	対象市町村長への議会付議の意見照会
H15.2.28 付議せず (大津町)	H15.2.28 付議せず (大津町)	H15.2.18	H15.3.3	H15.2.28 付議せず	H15.2.21 付議せず	H14.12.19	H15.2.18	H14.12.4	H14.11.12	対象市町村長からの議会付議の意見回答
/	/	H15.3.5 可決	H15.4.18 可決→菊池市 議院審査→七城町 議院審査→泗水町	/	/	H15.1.24 可決	H15.3.12 継続審査	否決→西合志(2/4) 可決→菊陽町(2/3) 否決町(2/3)	H14.12.4 可決	対象市町村議会付議日
/	/	H15.12.25 否決	H15.4.18 可決	/	/	H15.1.29 否決	H15.3.14 否決	H15.1.28 否決	H14.12.20 否決	請求市町村議会付議日
否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	合併協議会設置の成否
										(住民投票)
/	/	/	/	/	/	なし	/	/	/	請求市町村長による住民投票請求(基準日から十日以内)
/	/	/	/	/	/	H15.2.12	/	/	/	投票実施請求代表者証明書の交付申請(基準日から二十日以内)
/	/	/	/	/	/	H15.2.13	/	/	/	投票実施請求代表者証明書の交付・告示
/	/	/	/	/	/	H15.5.28	/	/	/	署名収集期限
/	/	/	/	/	/	H15.5.30	/	/	/	署名簿の提出日(実績)
/	/	/	/	/	/	H15.6.19	/	/	/	署名簿の審査期限(市町村選管)
/	/	/	/	/	/	H15.6.18	/	/	/	署名簿の審査終了(実績)
/	/	/	/	/	/	7,351人	/	/	/	有効署名数
/	/	/	/	/	/	28.5%	/	/	/	有効署名数の有権者数に対する割合
/	/	/	/	/	/	H15.6.25	/	/	/	署名簿の縦覧(市町村選管) ※7日間
/	/	/	/	/	/	H15.6.27	/	/	/	住民投票実施請求(市町村選管へ)
/	/	/	/	/	/	H15.8.3	/	/	/	住民投票
/	/	/	/	/	/	否	/	/	/	合併協議会設置の成否

合併特例法第4条及び第4条の2に基づく住民発議の状況 (つづき)

玉東町	蘇陽町	天水町	横島町	横島町	鏡町	大津町	西原村	津奈木町	南関町	請求市町村
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	本県において請求がなされた順
植木町	高森町	玉名市・横島町・玉東町・津奈木町・南関町・三田和町・佐野町・長洲町	玉名市・佐野町・津奈木町・長洲町	玉名市・佐野町・津奈木町・三田和町・南関町	竜北町宮原町	西原村	大津町	水俣市	三加和町	合併対象市町村の名称
4,751	4,065	5,798	4,622	4,622	13,457	21,596	4,906	4,740	9,720	選挙人名簿登録者数
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	同一請求である旨の確認申請
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	合併協議会設置請求書の返付
H14.12.24	H14.12.11	H14.12.9	H14.12.6	H14.12.5	H14.11.19	H14.11.7	H14.10.28	H14.10.25	H14.10.17	請求代表者証明書の交付申請
H14.12.25	H14.12.13	H14.12.11	H14.12.9	H14.12.9	H14.11.26	H14.11.13	H14.10.29	H14.11.5	H14.10.22	請求代表者証明書の交付・告示
H15.1.14	H14.12.24	H15.1.7	提出なし	提出なし	H14.12.24	H14.12.16	H14.11.26	H14.12.2	H14.11.25	署名簿の提出日
H15.1.30	H15.1.8	H15.1.24	/	/	H15.1.8	H14.12.26	H14.12.16	H14.12.19	H14.12.12	署名簿の審査終了
1,376人	428人	185人	/	/	1,826人	1,557人	2,181人	866人	1,720人	有効署名数
29.0%	10.5%	3.2%	/	/	13.6%	7.2%	44.5%	18.3%	17.7%	有効署名数の有権者数に対する割合
請求なし	H15.1.20	請求なし	/	/	H15.1.17	H15.1.9	H14.12.26	H14.12.27	H14.12.24	合併協議会設置請求
/	H15.1.21	/	/	/	H15.1.20	H15.1.14	H14.12.27	H14.12.27	H15.1.10	対象市町村長への議会付議の意見照会
/	H15.4.18 付議せず	/	/	/	H15.2.6	H15.3.27	H15.3.27	H15.1.16	H15.1.20	対象市町村長からの議会付議の意見回答
/	/	/	/	/	H15.3.20 可決一竜北町 可決一宮原町	H15.9.18 否決	H15.7.3 否決	H15.3.13 可決	H15.1.22 否決	対象市町村議会付議日
/	/	/	/	/	H15.3.24 否決	H15.7.3 否決	H15.9.18 否決	H15.3.17 否決	H15.3.14 否決	請求市町村議会付議日
/	否	/	/	/	否	否	否	否	否	合併協議会設置の成否
(住民投票)										
/	/	/	/	/	なし	/	/	なし	/	請求市町村長による住民投票請求(基準日から十日以内)
/	/	/	/	/	H15.4.10	/	/	H15.4.1	/	投票実施請求代表者証明書の交付申請(基準日から二十日以内)
/	/	/	/	/	H15.4.18	/	/	H15.4.7	/	投票実施請求代表者証明書の交付・告示
/	/	/	/	/	H15.5.18	/	/	H15.5.28	/	署名収集期限
/	/	/	/	/	H15.5.21	/	/	H15.5.30	/	署名簿の提出日(実績)
/	/	/	/	/	H15.6.10	/	/	H15.6.19	/	署名簿の審査期限(市町村選管)
/	/	/	/	/	H15.6.9	/	/	H15.6.19	/	署名簿の審査終了(実績)
/	/	/	/	/	3,541人	/	/	1,074人	/	有効署名数
/	/	/	/	/	26.4%	/	/	22.8%	/	有効署名数の有権者数に対する割合
/	/	/	/	/	H15.6.16	/	/	H15.6.26	/	署名簿の縦覧(市町村選管) ※7日間
/	/	/	/	/	H15.6.18	/	/	H15.6.30	/	住民投票実施請求(市町村選管へ)
/	/	/	/	/	H15.7.27	/	/	H15.8.3	/	住民投票
/	/	/	/	/	否	/	/	否	/	合併協議会設置の成否

合併特例法第4条及び第4条の2に基づく住民発議の状況（つづき）

一の宮町	産山村	波野村	松橋町	本渡市	高森町	五木村	西原村	玉東町	玉東町	請求市町村
38			37	36	35	34	33	32	31	本県において請求がなされた順
【同一請求市町村】 一の宮町・産山村・波野村			不知火町 豊野町	有明町・橋本町 新和町・五和町	蘇陽町	人吉市 相良村	益城町	玉東町・福島町・天来町 高森町・高橋町・三浦町 新和町・長瀬町	玉東町・福島町・天来町 高森町・高橋町・三浦町 新和町・長瀬町	合併対象市町村の名称
7,979	1,446	1,474	19,562	31,806	6,261	1,369	4,980	4,751	4,751	選挙人名簿登録者数
H15.12.9			/	/	/	/	/	/	/	同一請求である旨の確認申請
H15.12.12			/	/	/	/	/	/	/	合併協議会設置請求書の返付
H15.12.16			H15.11.20	H15.11.10	H15.5.12	H15.3.28	H15.2.18	H15.1.6	H14.12.26	請求代表者証明書の交付申請
H15.12.25			H15.11.26	H15.11.11	H15.5.15	H15.4.9	H15.2.19	H15.1.7	H14.12.27	請求代表者証明書の交付・告示
H16.1.22			H15.12.24	H15.12.12	H15.6.2	H15.4.30	H15.5.12	H15.1.15	H15.1.14	署名簿の提出日
H16.2.10	H16.2.9	H16.2.7	H16.1.13	H15.12.15	H15.6.13	H15.5.12	H15.5.29	H15.1.27 署名簿取下げ	H15.1.27 署名簿取下げ	署名簿の審査終了
180人	44人	49人	2,390人	790人	214人	206人	1,150人	/	/	有効署名数
2.3%	3.0%	3.3%	12.2%	2.5%	3.4%	15.0%	23.1%	/	/	有効署名数の有権者数に対する割合
H16.2.20	H16.2.18	H16.2.20	H16.1.31	H15.12.24	H15.6.23	H15.5.22	H15.6.10	/	/	合併協議会設置請求
/	/	/	H16.2.2	H15.12.25	H15.6.27	H15.5.29	H15.6.12	/	/	対象市町村長への議会付議の意見照会
/	/	/	H16.2.4	H16.3.16(本和町) H16.3.22(有明町・橋本町・新和町) 付議せず	H15.8.8 付議せず	H15.6.26 付議せず (相良村)	H15.8.5	/	/	対象市町村長からの議会付議の意見回答
/	/	/	H16.2.10 否決	/	/	/	H16.3.15 否決	/	/	対象市町村議会付議日
H16.3.23	H16.3.25	H16.3.23	H16.2.10 否決	/	/	/	H16.6.17 否決	/	/	請求市町村議会付議日
否			否	否	否	否	否	/	/	合併協議会設置の成否
(住民投票)										
なし	なし	なし	/	/	/	/	/	/	/	請求市町村長による住民投票請求(基準日から十日以内)
H16.4.12	H16.4.12	H16.4.12	/	/	/	/	/	/	/	投票実施請求代表者証明書の交付申請(基準日から二十日以内)
H16.4.14	H16.4.14	H16.4.14	/	/	/	/	/	/	/	投票実施請求代表者証明書の交付・告示
H16.5.14	H16.5.14	H16.5.14	/	/	/	/	/	/	/	署名収集期限
提出なし	H16.5.17	H16.5.17	/	/	/	/	/	/	/	署名簿の提出日(実績)
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	署名簿の審査期限(市町村選管)
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	署名簿の審査終了(実績)
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	有効署名数
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	有効署名数の有権者数に対する割合
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	署名簿の縦覧(市町村選管) ※7日間
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	住民投票実施請求(市町村選管へ)
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	住民投票
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	合併協議会設置の成否

合併特例法第4条及び第4条の2に基づく住民発議の状況（つづき）

城南町	蘇陽町	高森町	請求市町村
40	39		本県において請求がなされた順
富合町	【同一請求市町村】 蘇陽町・高森町		合併対象市町村の名称
15,829	4,042	6,235	
/	H16.4.1		同一請求である旨の確認申請
/	H16.4.6		合併協議会設置請求書の返付
H17.3.7	H16.4.8		請求代表者証明書の交付申請
H17.3.9	H16.4.21		請求代表者証明書の交付・告示
H17.3.23	H16.5.10	H16.5.14	署名簿の提出日
H17.4.8	H16.6.6	H16.6.10	署名簿の審査終了
973人	1,015人	791人	有効署名数
6.1%	25.1%	12.7%	有効署名数の有権者数に対する割合
H17.4.21	H16.6.11	H16.6.14	合併協議会設置請求
H17.4.22	/	/	対象市町村長への議会付議の意見照会
H17.8.19	/	/	対象市町村長からの議会付議の意見回答
H17.9.26 否決	/	/	対象市町村議会付議日
H17.9.22 否決	H16.7.26	H16.7.26	請求市町村議会付議日
否	否		合併協議会設置の成否
(住民投票)			
/	なし	なし	請求市町村長による住民投票請求 (基準日から十日以内)
/	H16.8.12	H16.8.12	投票実施請求代表者証明書の交付 申請(基準日から二十日以内)
/	H16.8.20	H16.8.20	投票実施請求代表者証明書の 交付・告示
/	H16.9.20	H16.9.20	署名収集期限
/	提出なし	提出なし	署名簿の提出日(実績)
/	/	/	署名簿の審査期限(市町村選管)
/	/	/	署名簿の審査終了(実績)
/	/	/	有効署名数
/	/	/	有効署名数の有権者数に対する割合
/	/	/	署名簿の縦覧(市町村選管) ※ 7 日間
/	/	/	住民投票実施請求 (市町村選管へ)
/	/	/	住民投票
/	/	/	合併協議会設置の成否

県内における住民投票条例直接請求（地方自治法第74条関係）等の状況
 （住民の直接請求による住民投票条例制定の動き）

8	7	6	5	4	3	2	1	
大津町	御船町	三加和町	松橋町	鹿北町	宮原町1	竜北町	五和町	市町村名
住民	住民	住民	住民	住民	住民	住民	住民	提案区分
合併の賛否	合併の賛否	合併の賛否	合併の賛否	合併の賛否	枠組み	枠組み	離脱の可否	条例概要
H16. 1. 19	H16. 1. 14	H16. 1. 8	H15. 12. 26	H15. 12. 16	H15. 10. 22	H15. 10. 22	H15. 9. 22	交付申請日
21,992人	15,132人	4,700人	19,664人	4,385人	4,202人	7,072人	8,810人	有権者数
3,073人	6,290人	1,225人	4,037人	349人	124人	200人	256人	有効署名数
14.0%	41.6%	26.1%	20.5%	8.0%	3.0%	2.8%	2.9%	有効署名数の有権者に対する割合
H16. 3. 22	H16. 3. 2	H16. 3. 12	H16. 3. 26	H16. 1. 23	H15. 12. 9	H15. 12. 9	H15. 10. 21	本請求日
H16. 4. 8	H16. 3. 8	H16. 4. 1	H16. 4. 12	H16. 2. 10	H15. 12. 22	H15. 12. 22	H15. 10. 30	議決日
否決 7 : 10	可決 全会一致	否決 4 : 7	否決 5 : 12	否決 1 : 10	否決 2 : 8	否決 4 : 9	否決 3 : 12	議決結果 (賛 : 否)
	H16. 4. 25							投票日
	甲佐町との合併は否							投票結果
	選挙人名簿登録者							有権者
	賛成 1,962 (21%) 反対 7,451 (79%)							備考
菊池南部四町合併協議会	御船・甲佐合併協議会	玉名地域1市8町合併協議会	宇城西部五町合併協議会	鹿本地域合併協議会	八代北部二町合併協議会		天草合併協議会	合併検討状況

県内における住民投票条例直接請求（地方自治法第74条関係）等の状況
 （住民の直接請求による住民投票条例制定の動き）（つづき）

15	14	13	12	11	10	9	
坂本村	富合町	本渡市	西合志町	矢部町	宮原町2	中央町	市町村名
住民	住民	住民	住民	住民	住民	住民	提案区分
合併の賛否	合併の賛否	合併の賛否	合併の賛否	枠組み	合併の賛否	合併の賛否	条例概要
H16.12.3	H16.10.29	H16.10.21	H16.4.30	H16.4.6	H16.2.6	H16.1.28	交付申請日
4,876人	6,692人	31,667人	22,070人	10,405人	4,203人	4,331人	有権者数
568人	3,445人	2,187人	2,134人	5,610人	276人	743人	有効署名数
11.6%	51.5%	6.9%	9.7%	53.9%	6.6%	17.2%	有効署名数の有権者に対する割合
H17.1.21	H17.1.6	H16.11.22	H16.6.28	H16.6.14	H16.5.24	H16.3.15	本請求日
H17.2.9	H17.1.24	H16.12.1	H16.7.12	H16.7.2	H16.6.11	H16.3.26	議決日
可決 8 : 5	可決 全会一致 ※修正案は18:5	否決 7 : 13	否決 5 : 12	否決 6 : 7	否決 2 : 8	否決 2 : 11	議決結果 (賛:否)
H17.3.6	H17.3.13						投票日
1市4町村との合併賛成多数	宇土市との合併は否						投票結果
選挙人名簿登録者	18歳以上永住外国人						有権者
賛成 2,545 (72%) 反対 978 (28%)	賛成 2,592 (46%) 反対 2,985 (54%)						備考
八代地域市町村合併協議会	宇土・富合合併協議会	天草合併協議会	菊池南部四町合併協議会	矢部・清和・蘇陽合併協議会	八代北部二町合併協議会	宇城東部二町合併協議会	合併検討状況

県内における住民投票条例直接請求（地方自治法第74条関係）等の状況
（首長・議員提案による住民投票条例制定の動き）

6	5	4	3	2	1	
南小国町	大津町2	産山村2	産山村1	七城町	南関町	市町村名
首長	首長	議員	首長	首長	議員	提案区分
合併の賛否	合併の賛否	枠組み	枠組み	合併の賛否	合併の賛否	条例概要
/	/	/	/	/	/	交付申請日
/	/	/	/	/	/	有権者数
/	/	/	/	/	/	有効署名数
/	/	/	/	/	/	有効署名数の有権者者に対する割合
/	/	/	/	/	/	本請求日
H16. 6. 9	H16. 3. 22	H16. 2. 4	H16. 1. 7	H15. 11. 24	H14. 12. 20	議決日
可決 全会一致	可決 16 : 2	可決 6 : 3	否決 4 : 5	可決 全会一致	否決 7 : 8	議決結果 (賛 : 否)
H16. 7. 11	H16. 5. 23	H16. 3. 7	/	H16. 8. 29	/	投票日
小国町との合併は否	南部3町との合併に賛成	中部3町村との合併協議が比較多数	/	北部3市町村との合併賛成多数	/	投票結果
18歳以上 永住外国人	選挙人名簿登録者	20歳以上 永住外国人	/	選挙人名簿登録者	/	有権者
賛成 828 (26%) 反対 2,407 (74%)	賛成 6,345 (51%) 反対 5,985 (49%)	中部3町 小国郷 単独 525 176 480	/	賛成 2,660 (76%) 反対 818 (24%)	/	備考
小国郷合併協議会	菊池南部四町合併協議会	/	/	菊池北部四市町村合併協議会	玉名地域1市8町合併協議会	合併検討状況

三、県議会における合併関連質問の状況

平成三年度以降、本県議会においても多くの合併関連の質問がなされている。平成二三年一月議会までには、計九八人の県議会議員が質問に立ち、合併に関する問題を取り上げており、市町村合併が各地域の大きな関心事となっていたことが伺える。

(県議会における質問等については、県議会議事録や、熊本県のホームページから県議会、会議録の検索でも確認する事ができる。)

四、本県における旧法合併の総括

今回の市町村合併は、地方分権や少子高齢化等様々な環境変化を、市町村が主体的に受け止め、自らの判断と責任で地域の将来を選択する自主合併を基本として進められてきた。

同時に、市町村合併は、将来の県の姿とも密接に関連するものであり、本県としては、平成一二年三月の「熊本県市町村合併推進要綱」の制定以来、県政の最重要課題の一つとして積極的に推進してきた。

そうした中で任意又は法定の合併協議会に参加し、合併協議が行われた団体は九四市町村中、八四団体にのぼり、ほぼ県内全域にわたって合併の論議が行われた。

合併協議においては、地域の将来を見据えて合併に関する真剣な議論が行われる中で、合併の方式、合併期日、合併市町村の名称、事務所の位置、議員定数、財産・債務の取扱、市町村建設計画等、数多くの項目について協議や調整が行われたが、地域の様々な事情等が複雑に絡み、決して平坦なものではなく紆余曲折を重ねるケースが多くあった。

平成一八年三月には、平成一二年三月に九四団体あった本県の市町村数は四八団体となり、熊本市を除くと一市町村当たりの人口は県平均が

一、二、八七五人から二五、四七五人となり、一定の行財政基盤強化が図られたと考えられる。また、合併市町村で比較すると六二市町村が合併により消滅し、新たに一六市町村が誕生するとともに、合併関係町村の平均人口を見ると八、〇〇七人が一五、九七七人と約二倍に増え、行財政基盤の強化に繋がったと思われる。

合併が成就した地域では、市町村長のリーダーシップ、議会や住民の理解をはじめ、関係者の合併に向けた強い意志と地域の将来の発展という共通の目標が持続して共有され、譲り合うべきところは譲り合い、粘り強く合併協議を進められたこと等も合併に至る様々な課題や障害を乗り越える要因になったと考えられる。

既に、合併後一定期間を経過したあさぎり町では、合併により保健師等の数も確保され、健康・福祉分野へこうした専門職の配置がなされたことできめ細かい多様なサービスが提供されるなど組織的な効果が現れはじめている。

また、合併市町村の多くが今次合併において区域の拡大に伴う地域の意見の吸い上げを目的に制度化された地域審議会や地域自治区等を設置し、住民参加によるまちづくりの推進など、これまで以上に地域内分権の確立に留意しつつ、住民自治に立脚した行政運営を図っていくこととした。

昭和の合併と同様に市町村合併成就の陰にその功労者である県内の市町村議会議員数が約一、四〇〇人から約九〇〇人に、また市町村長等三役の数も約二七〇人から約一四〇人と大幅に減少されることとなった。

また、管理部門等の職員数の見直しといった行政改革の取組みにより、一層の行政効率化を図るとともに、合併メリットを最大限に生かした着実なまちづくりが期待される。

なお、県が「熊本県市町村合併推進要綱」で示した合併パターンについて、このパターン通りに合併が成就したのは、山都町(平成一七年二月一日合併)と菊池市(平成一七年三月二日合併)の二ケースであ

つたが、各地域では、様々な経緯を経て最終的な枠組みに収斂しており、結果的には県が提示した合併パターンとは異なる枠組みとなったものの、ほとんどのケースはこの合併パターンから議論をスタートさせたこと、及び結果的には、たたき台を作成する過程で検討した蓋然性の高い複数の枠組みの中に全て含まれていた。

他方、今回の合併においては、様々な事情から合併を選択されなかった市町村は三二団体ある。この中には、任意又は法定の合併協議会に一度は参加した団体も二二団体含まれている。合併協議に参加しながらも合併に至らなかった要因としては、それぞれ状況が異なるが、中心地域と周辺地域の格差拡大等合併に対する住民の不安の存在や、財政問題、住民サービス及び負担の違い等の調整の難航等が挙げられる。

一方では、合併の意思はありながら、合併相手となる市町村において既に合併協議が進んでいることから、協議を行えなかったとする団体や、合併の必要性・意義等が住民に十分伝わらなかったため住民の関心の盛り上がりにつけ、合併議論の深まりを見なかつた地域もあり、合併協議会への参加が最後まで無かつた団体も一〇団体ある。

また、合併協議がある程度進んだ中で、地域住民への正確な情報提供が十分なされないまま住民投票が実施され、協議が白紙に戻るなど、投票実施のタイミングなどに課題もあつたところである。

平成一五年四月のあさぎり町を端緒に、県内市町村の再編が進み、人口の八割近くが市に属することになるなど、基礎自治体の状況は大きく変わることになった。しかし、非合併市町村の中には行財政基盤の弱い人口一万人未満の小規模な町村が一六団体あるなど、県内市町村において規模、行財政能力等の格差もまた見られるところである。

今後、さらに厳しくなると見込まれる財政状況をはじめ、地方分権が本格化するなど市町村を取り巻く環境が、急激にかつ大きく変化していく中で、市町村には、自らの責任と判断により地域住民の多様化した行政ニーズを的確にとらえ、質の高い行政サービスを提供することが求め

られており、地方分権の担い手として相応しい基礎自治体に必要な行政体制の整備を図る観点から、引き続き、市町村のあり方について検討が必要となっている。